

令和5・6年度

測量・建設コンサルタント等業務の 入札参加資格審査 追加申請の手引き（電子申請用）

広島県庄原市

1. 電子申請の概要

令和5・6年度の測量および測量コンサルタント等業務の入札参加資格の当初申請においては、書面による申請の他に、広島県及び県内市・町が運用する「電子入札等システム」を利用し、インターネットを経由した申請（電子申請）を行うことができます。原則としてこの電子申請を行うものとし、やむを得ない場合に限り窓口申請を行ってください。ただし、窓口申請を行えるのは、登記簿上の本店を県内に有する者に限ります。

なお、システムに添付するもののほか、所定の期日までに必要な書類を別途提出する必要があります。

2. 申請の期間、提出先等

(1) 申請期間

	申請期間	添付書類の到達期限
追加第1回	令和5年4月3日（月）から 令和5年4月28日（金）まで	令和5年5月8日（月）
追加第2回	令和5年5月1日（月）から 令和5年5月31日（水）まで	令和5年6月9日（金）
追加第3回	令和5年6月1日（木）から 令和5年9月15日（金）まで	令和5年9月22日（金）
追加第4回	令和5年9月19日（火）から 令和5年12月15日（金）まで	令和5年12月22日（金）
追加第5回	令和5年12月18日（月）から 令和6年3月15日（金）まで	令和6年3月22日（金）
追加第6回	令和6年3月18日（月）から 令和6年6月14日（金）まで	令和6年6月21日（金）
追加第7回	令和6年6月17日（月）から 令和6年9月17日（火）まで	令和6年9月24日（火）

※この追加申請においては、令和4年11月の当初申請時に実施した「電子申請における一括審査」は行いません。電子申請をする場合は、各自治体が指定する紙書類を必要に応じて各自治体へ送付する必要がありますので注意してください。（広島県で書類を一括に受け付けることはありません。）

※この期間内に申請に必要な情報を入力し、「送信完了」までの処理を行う必要があります。

※申請期限を過ぎると受け付けることはできませんので、期間内に必ず申請してください。

○電子入札等システム入口：<http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/index.html>

○広島県の入札参加資格審査申請手続きのホームページアドレス：

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

(上記サイトに掲載されている手引き、注意事項等を必ずご確認ください。)

(2) 添付書類の提出先および提出方法

ア 提出先 庄原市総務部管財課

イ 提出部数 1部

ウ 提出方法 持参または郵送

※添付書類の詳細については、別紙 **提出書類一覧表** をご確認ください。

3. 電子入札等システム利用上の注意点

電子申請を行うためには、電子入札と同じ電子入札コアシステムに対応したICカードを利用していただく必要があるほか、ICカードがなくとも、商号又は名称と利用者登録番号により利用することができます。利用者規約等をよく確認していただくとともに、利用者登録番号を持っていない場合は、事前準備(利用者登録等)を行う必要があります。

詳細については広島県市町村電子自治体推進協議会の電子入札運営部会のホームページ(上記2(1)「電子入札等システム入口」)をご確認ください。

4. 申請資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を申請することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 「測量」分野を希望業務とする者で、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- (3) 「建築関係建築コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望する者で、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- (4) 「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望する者で、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条の規定による登録を受けていない者
- (5) 直近2年間において、入札参加資格の審査を申請する業務部門に属する業務分野(測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務およびその他)について、業務を行った実績がない者
- (6) 資格審査を申請するときに、消費税、地方消費税ならびに法人住民税(法人申請の場合)、住民税(個人申請の場合)の滞納がある者
- (7) 入札参加資格の審査に係る申請において虚偽の申告をし、または重要な事実について申告を行わなかった者
- (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者(届出の義務がない者を除く。)
 - ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
 - イ 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - ウ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

※社会保険等未加入者(届出の義務がない者を除く)の申請は受付できませんので、ご注意ください

ださい。

5. 資格の通知等

(1) 申請書類の受付

申請書類の受付については下記2つの方法で対応します。

ア 返信用封筒やはがきによる受付

申請様式に受付表（様式第8号）を用意していますので、申請書類に返信用封筒やはがきを同封いただきましたら、受け付けた旨を返信します。（当市では返信用封筒やはがきを用意しません。）

イ 電子メールによる受付

この受付方法を希望される場合は、申請書類を当市に送付されるタイミングに合わせ、下記の要領にて庄原市総務部管財課へ電子メールをお送りください。申請書類を受け付けましたら、返信メールにて書類を受け付けた旨を返信します。

この場合、当市の受付印を押印した書類（受付印を押印した書類をPDFファイル化して返信メールに添付する等）はお返ししません。

○送付先アドレス：keiyaku@city.shobara.lg.jp

○電子メールのタイトル：

「令和5・6年度 入札参加資格申請（追加申請）について（庄原市宛）」

○電子メールの文書内容：会社名と申請書類の送付日を簡単に記してください。

(2) 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定した者については、資格を認定した後にすみやかに庄原市ホームページ「入札・契約のページ」に掲載し、通知に代えます。

(3) 入札参加資格の取消し

入札参加資格を認定後、経営事項審査の申請または入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、または重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

5. 入札参加資格の有効期間

資格の有効期間は、いずれの追加回の場合においても、資格が認定された日から令和7年3月31日まで有効です。ただし、この資格は、令和7年度においても、その年度における資格が認定される日までは有効とします。

なお資格があると認めた者について、資格の認定は、申請期間終了後一ヶ月を目処に行います。

お問い合わせ及び庄原市への審査書類提出先

庄原市総務部管財課契約係

電話 0824-73-1203 FAX 0824-72-3322

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

E-mail : keiyaku@city.shobara.lg.jp

電子入札等システム等のお問い合わせ先

広島県電子入札等システム・ヘルプデスク

電話 0570-550215

別紙 提出書類一覧表（令和5・6年度 入札参加資格審査申請（測量・建設コンサルタント等業務））

- ・提出書類については、資格審査の申請日を基準日として作成してください。
- ・書類は、下表の順番どおりに該当するものをA4フラットファイルに綴じこんでください。その際、写しによるものは両面印刷でも構いません。
- ・申請書類の様式は、国土交通省統一様式に準じたものであれば、独自の様式を使用されても構いません。

	提出書類	様式番号	市内業者 (※)	市外業者
1	送信完了兼受付表 ・電子申請の最後の送信完了画面において印刷してください。		○	○
2	庄原市の法人市民税（法人申請）または住民税（個人申請）について滞納がないことを証した書面（原本） ・申請日の3ヵ月前の日以降に発行されたもの。 ・庄原市内に営業所がない等、納税の義務がない場合は不要		○	○
3	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） ・申請日の3ヵ月前の日以降に発行されたもの。 ・国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書		○	○
4	財務諸表類の写し ・法人：直前1年の事業年度についての貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および注記表 ・個人：直前1年の事業年度についての貸借対照表および損益計算書 ・10に示す現況報告書を1つでも提出する場合は不要 ・資格審査受付期間中に直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出してください。		○	○
5	商業登記簿謄本の写し ・法人の場合のみ提出してください。 ・10に示す現況報告書を1つでも提出する場合は不要		○	○
6	測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、司法書士登録証明書の写し ・申請日の3ヵ月前の日以降に発行されたもの。		○	○

	提出書類	様式番号	市内業者 (※)	市外業者
7	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況を確認できる書類の写し ・健康保険及び厚生年金保険：保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し ・雇用保険：概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証(被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分)のいずれかの写し ・健康保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合は、窓口申請用様式第7号の申出書を提出してください。		○	○
8	申出書	窓口申請用 様式第7号	○	○
10	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し		○	○
11	市税等納税調査承諾書 (※) ・庄原市ホームページ「入札・契約のページ」の、「入札参加資格申請のページ」に掲載している様式を使用してください。		○	

※ 市内業者…主たる営業所を庄原市内に有する者

市外業者…主たる営業所を庄原市外に有する者

(ただし、委任先の営業所を庄原市内に有する者は11の書類を庄原市へ提出してください。)